

桂川町農業委員会第4回総会議事録

- 1 開催日時 令和4年7月7日(木) 午後4時30分～午後5時20分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 10名

正議長	藤春 郁夫	5	神崎宏昭	最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6		11	藤川房信
1	山邊俊明	7	竹本貞男	12	平塚重義
2	原中壽	8	芳中悟	13	大塚清文
3	野上伸太郎	9	林英明	14	小野山千秋
4	久保正澄	10			

- 4 欠席委員 2名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議案 第9号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (2)議案 第10号 桂川町農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- (3)報告事項 第4号 農地改良行為届について
- (4)報告事項 第5号 農地法第43条第1項の規定による届出について
- (5)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓哉
係長 藤木 秀臣
書記 原田 海世

7 会議の概要

事務局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和4年度第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。</p> <p>以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>只今より令和4年度第4回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中10名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。6番高嶋征敏委員、10番古野泰治郎委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
会場	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは議事録署名委員を7番竹本貞男委員、8番芳中悟委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。</p> <p>議案第9号、桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案書に基づき説明】</p> <p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件 令和4年7月8日から令和14年7月7日 10年 賃貸借権 通年 田 水稻 14, 234㎡ 9筆 貸手5 借手3</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。</p> <p>なければ採決いたします。議案第9号、桂川町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。</p>

議 長 議案第10号、桂川町農用地利用集積計画所有権移転の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

議 長 これより質疑に入ります。質問等はございますか。

林 委 員 7ページのこの農地はどの辺になりますか。

事 務 局 エフィ石灰の下になります。

議 長 金額は〇〇さんの所で反50万。〇〇さんが反あたり80万。〇〇さんは反70万ですね。〇〇さんは地元なんですけど、畦畔をとりのぞくための工事は売主側がしてくれるということなので反70でいいかということでしたね。

林 委 員 〇〇さんは反80万もするんですか。大体40万ぐらいでしょう。

事 務 局 本町における平均的なところでいきますと、大体安くて反40万、高くても反60万です。最近の売買でいきますと、大体1反50万が多いです。しかし、ここの〇〇さんでいきますと、以前の持ち主の旦那さんが亡くなられたということで、少し高く購入しているという所です。

議 長 面積が小さいからそれぐらい出しても良いかなという所だと思います。

事 務 局 参考までに県内平均でいきますと、反67万とかです。福岡県でですね。久留米とか柳川とか県南あたりが高めの設定です。

議 長 それでは採決いたします。議案第10号、桂川町農用地利用集積計画所有権移転の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

事 務 局 (挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。続きまして報告事項第4号農地改良行為届についてと、第5号農地法第43条第1項の規定による届出については関連がありますので、合わせて説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

事務局 ただいまの報告第4号、第5号について補足説明をさせていただきます。こちらにつきましては、場所が王塚古墳館の近くの、元々ビニールハウスがある所です。こちらは藤春会長が近くを耕作されていた際に、作業をしている所を見られて、指導という形でされた件でございます。まず第4号の農地改良行為届ですが、こちらが1番目に会長が見られた際に砂利敷というか、そういう作業をされていたので届出が必要であるという事でご指導をいただいたところです。それからすぐに農業委員会事務局に本人が来られまして、ビニールハウスがいくつかありまして、その間にどうしても作業するための車両を入れたいという事ですぐに農地改良届をいただきました。続きまして第5号ですが、こちらは何かといいますと、農業用ハウスの底面をコンクリート張にするという届け出で、以前高嶋委員からイチゴハウスの底面をコンクリート張にするという案件がでてまして、それと同じような形なんですけど、1回目の農地改良行為届の時にはコンクリートはしないという報告がありましたので、事務局としましても、全く考えておりませんでした。しかし、また藤春会長が近くを耕作されていた時に、今度は生コンの作業をされている所を目撃されたという事で、そこもすぐに指導されたという経緯がございます。そこから本人が届出に來まして、底面をコンクリート張にしたいという事で、始末書付きで申請をいただいたものです。こちらにつきましては、ハウスの中の内容ですが、椎茸や、きくらげの栽培で収穫される方が高齢者の方たちが作業をされるという事で、水耕栽培といいますか、作業がしやすいようにコンクリート張にしたいという始末書付きの届出となったものです。補足としては以上です。

神崎委員 質問一つよろしいですか。農地の売買についてなんですけど、全く農業をされたことのない方が、農地を購入されて桂川町で農業をしたいという事で農地の売買があったとしますよね。いつまでに農業を始めなければいけないという制限はあるんですか。例えば購入はしたものの、ほったらかしというような事になった場合は指導か何かが入るんですか。

議長 基本的には農地を取得するというのは、農業をやりたいからという事で耕作していただければ取得はできないんです。基本的には、それができないければ指導が入ると思います。土地登記防止なんですよね。そういった場合は指導が入ると思います。

神崎委員 何年というのがあるんですか。買ったけれど、全く何もしないままとい

うのが続いた場合というのは何年とかあるんですか。

事務局 それは新規就農ということですか。

神崎委員 新規就農にしろ、そうじゃないにしろですね。

事務局 いろんな問題点が絡んでくると思います。まずは地元で耕作している実態というか、地元の方が良くわかると思うんですよね。どなたが耕作しているかどうか。もしそこが荒れていた場合は、年に1回の農地パトロールでみつかってしまうという事が一つあります。それと農地台帳的なものはパソコンで一括管理をしていますので、ただし、登記を変えた場合は税務課を通じて半年後ぐらいには情報が入ってきます。登記を変えていけばですね。ただし、桂川町でいいますと4反以上という下限面積がありますので、基本的には新規参入という形になるんです。そうした場合には事務局への届出が必要になります。本当に耕作する力があるのか、機械があるとか保管場所までは実際に現地に行って写真とかも撮るケースはあります。その所は地元の農業委員さんとして目を光らせるじゃないけど、確認はしていただきたいところではあります。ただし、何年までにというそういう制限まではなかったかと思います。

神崎委員 ちょっと気になっているのが、役場の横を去年購入されてますよね。ここは耕作されるのかなと思ったので。

事務局 そこは新規参入という形で実際にいうと、現地まで行って、旧穂波町まで行って農機具があるという確認までは事務局でやっています。ただ、おっしゃられたとおり、耕作はしてません。年に2回ぐらいの草刈りをされていますね。

神崎委員 別件でここの事を思い出したんですよね。わかりました。

議長 なんで耕作していないんですか。

事務局 今は管理だけをしている状態です。

神崎委員 最初の話は水稻とかそういう話じゃなかったですか。

事務局 元々はそういう話でしたけど、ここが水がこないんです。米を栽培して米を販売したいという目的でしたけど、そこから次はブルーベリーを植え

るとなっていました。

神崎委員　ここで議題が持ち上がった時に、本当かなと思ったのでよく記憶していたんです。本当にやるのかという気持ちだったんですよね。

はい、わかりました。ぜひ目を光らせてください。

議長　事務局にもそういった所はもっと確認してほしいと思います。新規の場合ですね。それと報告事項の所で私がみつけたんですけど、農地をみつかっているとかそういったのがあれば事務局に連絡をしてください。皆さんが直接動くと問題がでる可能性もありますから、事務局に動いていただいてそういうのをチェックするとか、目が届く範囲でお願いします。

では報告事項はこれでよろしいですか。あとはその他事項をお願いします。

事務局　その他事項
・農地パトロールについて

議長　次回の農業委員会は8月10日水曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第4回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____